

永代定額地租査定以前のザミンダールについて(上)

高 島 稔

まえがき

本稿は、ザミンダリー永代定額地租査定制度 Permanent Zamindari Settlement 施行以前の Bengal の zamindar 層の権利・職能・性格を考察することを目的とし、拙稿「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民 (Raiyat) 層について」(『史學雜誌』68—10)と共に、わが國で現在利用できる史料のみにもとづいてではあるが、イギリス東インド會社支配に先行する時期の Bengal における土地所有關係を、明らかにするために書かれたものである。zamindar とは、ことば自體は、ペルシャ語で「土地」を意味する zamin と、「持つ者」を意味する dar との複合語である。しかし、ひとしく zamindar と呼ばれるものの性格は地方によつて著るしく相違し、イギリス支配の以前と以後とでも、また異なることが知られている。本稿で特に表記の時代と地域とを選んだ理由は、前稿「まえがき」に記したとおりであつて、本稿中に引用する記録類も、前稿と同様である。

掲載誌を異にするため、史料略號を改めて付記する。

A. R. = The Amiri Report. Revenue Dept. O. C. No. 9. April 3rd, 1778. (Ramsbotham, R. B. Studies in the

Land Revenue History of Bengal, 1769-1787. Oxford, 1926. 所收。引用ページ数は同書による。)

S.M.a. = MINUTE of MR. SHORE, dated 18 June 1789; respecting the Permanent Settlement of the Lands in the Bengal Provinces. (The Fifth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company, 1812. 所收。引用ページ数は同書による。)

S. M. b. = MINUTE of MR. SHORE on the Permanent Settlement of the Lands in Bengal; and proposed Resolutions thereon, recorded on the 18th September 1789. (op cit. pp. 451~466.)

Z. S. B. = The Zeminary Settlement of Bengal, 2 vols, 1879.

一 ザミンダールの権限の内容

前稿ではじめに掲げた A.R. の記事は、國家と直接生産者つまり農民との間に立つて、土地を保有 (hold) し、土地に對する諸權利 (rights and claims) を所有 (possess) して、農民から徴收した貢租を國家に納付する中間者の存在に言及してゐた。A.R. の同一箇所は、國家への貢租納付を條件として土地を保有する人々を zamindār, caudhari, ta'allu-dār, ra'iyat の四種類に分けてゐる。これらのうち ra'iyat については前稿で扱つた所であり、caudhari については別に稿に譲ることとする。上述の中間者のうち最も重要なものが zamindār であることは周知の通りである。

zamindār の職能について A.R. の述べる所は、以下のように曖昧を極めてゐる。

zamindār は、彼の【土地】保有 (tenure) または彼の官職がどのような諸權利を含む場合にも、一縣 (a district) の最上級者である。その縣から(彼の権能の停止されることがなければ)彼は地代 (rent) を徴收し、その代りに政府

に租税 (revenue) を支拂うのである。彼は、各種の土地保有者間における序列の點では、第一人者なのである。(A. R. p. 103.)

A. R. が國家土地所有説を採り、zamin্দār, caudhari, ta'alluqđār, ra'iyat を一様に「土地保有者 (landholder)」として扱つてゐることは、前稿で述べたとおりであるが、この記述では、國家的所有を前提とした土地保有序列の最上層に zamin্দār が位置せしめられてゐる。zamin্দār の職能は、ここでは一應土地貢租の收納に限定されてゐる。zamin্দār が ra'iyat から徴收する段階での土地貢租を「地代 (rent)」、前者が國家に納入する段階でのそれを「租税 (revenue)」と區別しながらも、zamin্দār, ra'iyat の兩者を共に「土地保有者」とする點は、A. R. 執筆者の理解の不明確さを示しているが、それは zamin্দār の權能を土地保有と官職のいずれに由來するかを不明瞭にする、前掲記事の初めの書き方にも表われてゐる。

Mirza Mohsen が Rouse-Boughton に與えた回答の中では、zamin্দār の職能は、次の如きものと表われてゐる。

zamin্দār は、主權者に代つて三つの義務を行うことを委任される。第一は、彼ら各自の領域を、叛徒や暴徒から保護し、防衛することである。第二は、臣民の安寧、耕作者たちの裕福、および彼の收入 (revenue) の増大 [を] をはかることである。第三は、大小の盜賊を處罰し、犯罪を防ぎ、追ひ剥ぎを滅すことである。……(Z. S. B. vol. I. App. p. 122.)

この記事では、zamin্দār の職能は主として治安・警察の任務を執行することであり、それを通じて住民を保護することを主權者から委任されるというのである。

次に Gulām Husain Khan の敘述をみよう。

永代定額地租査定以前のザミーンダールについて

高島

zamindār という語の文字どおりの意味は、所有者 (possessor) つまり土地所有者 (proprietor of land) であるが、その一般的なし容認された意味においては、皇帝その他の支配者に地代 (rent) を支拂う土地所有者を示すものである。また「[zamindār という語は] 多数の村落を所有するにせよ、もしくは少数の村落を所有するにせよ、あるいは一村落の一部分のみを所有するにせよ、あらゆる土地保有者 (landholder) に同様に適用される⁽⁶²⁾」。(Gholam Hosein Khan, Appendix to Minute of Sir J. Shore, 2nd April 1788, quoted in Z. S. B. vol. I. App. p. 126.)

こゝでは、皇帝に「地代」を支拂う「土地所有者」としての zamindār が語られている。

一方 Halhed は、以下のような判断を下している。

一七七二年に下院の委員會に提出された證據書類に夥しい量をもつて示されている〔所では〕 zamindār は、彼を經て租稅 (revenues) が實現される所の代理行爲者 (the agents) にすぎず、土地所有者 (the proprietors of the soil) ではなかつた〔後略〕……(Z. S. B. vol. I. App. p. 129.)

すなわち、國家の租稅を收納するための單なる代理人としてのみ扱われている。

以上の他にも擧げべき記事は多いが、煩雜を避けるために、Harington⁽⁶³⁾の有名な定義を最後に掲げておこう。

われわれの言語の中のかなる單一の用語によつても定義できない、特異な種類の土地保有者—rā'iyat やその他の下級借地者 (under-tenants) から、國家の領地收入 (the territorial revenue) を受納する者—のこゝに、世襲によつて彼の zamindār⁽⁶⁴⁾ を繼承するこゝとを許された。しかし、一般には、皇帝に鉅任料 (a fine on investiture) を支拂ひ、皇帝の地方代官 nazim には nazranah つまり贈り物を支拂つて、主權者もしくは彼の代表者から、彼 [zamindār] の權原の更新を得ることが必要であつた。[zamindār は] 賣却や贈與によつて彼の zamindār⁽⁶⁵⁾ を移讓する

ことを許されるが、ふつうには予め「移譲のための」特別の許可を得ることが期待された。一般に、彼の zamindari からあがる租税 (the public revenue) 「收納の」毎年契約者 (contractor) たる特権を付與されたが、別個の機關によつて地代を徴收したり、jagir や ⁽⁶⁾altamga の ⁽⁷⁾賜與によつて、一時的もしくは恒常的にそれらの地代を讓渡し (assign) たりすることが政府の意志となれば、いつでも、土地または貨幣の形で一定限の扶持を與えられて罷免された。Bengal では (一八世紀初期以降) zamindari 内の pargana 「(收租區)」や村落あるいはより小さい土地區劃に、通常は Todar Mai や他の人々が制度化した zamindari の標準賦課にくらば比例して、subahdar (地方長官) が課する abwab (つまり地方税 (cesses)) を、割り當てる権限を認められたが、個々の區劃に賦課された額を均等化したり、raiyat を壓迫しそうなものを廢止したりしようとする、公權力の介入には服從した。彼の「租稅收納」契約 (agreement) 期間中は、契約 (contract) から生ずるいかなる臨時の利得に對しても、「それを取得する」權利を認められたが、彼の保有の條件によつて、受領物の正確な説明書を提出しなければならなかつた。同じ「保有の」條件によつて、彼の管轄區域内の治安を維持する責任を有したが、公然と許されたのは逮捕することのみで、裁判と處罰のためには「犯人の身柄を」イスラーム教徒の治安官 (magistrate) にひき渡した。(quoted in, Baden-Powell, B. H. Land Systems of British India, 1892. vol. I. p. 519.)

Harington は zamindar を「特異な種類の」と斷わりながらも世襲的土地保有者と考へ、しかもその保有地を一應任意に賣却・贈與し得るものと認めている。しかしその保有條件として、土地貢租の raiyat その他からの徴收と國家への納入、管轄區域内における收入一般の國家への報告、およびその地域内の治安維持を課せられた。しかも zamindar は皇帝あるいは彼の地方代官 (subahdar, nazim) に所定の土地貢租以外の貢納を贈ることを要求され、また、國家の恣意的に罷免

する所でもあり、zamidārī 内部の貢租の配分・調整には國家の介入する場合があつたとしている。そして、罷免に際しては、ある額の捨て扶持ともいへる給與が支拂われるといふのである。⁽²⁾

以上の記事から、zamidār は、土地貢租の徴收・zamidārī の世襲という地主土地所有者的性格、ないしは土地貢租收納を國家に代つて行うという收租請負人的性格を持ち、收租權を行使したことがまず知られる。しかし同時に、zamidār は、國家による随時の罷免・國家權力の zamidārī への介入に服し、あるいは國家の警察權の一部を代行するといふかたちでの官職的性格をも持つており、その性格を一義的に容易には表現し得ない。しかしながら、私は、これらの定義的説明から、一步進んだ理解に到達するために、zamidār の行使した權限を更に検討してみたいと思う。

上記記事の中で、Mirza Mohsen は zamidārī の防衛に言及して、暗に zamidār の武力保持を認めており、また盜賊の處罰という職能の中には zamidār の裁判權が言及されている。しかし、Harington は武力保持には全く言及せず、裁判權については明瞭にこれを否定している。一方、東インド會社の商館の記録をみると、zamidār における武力保持と裁判權の存在は、紛れもない事實として證明される。たとえば、一七四八年四月の Consultations の中には、

Pulnah の近邊の zamidār が、イギリスの dastak⁽³⁾ をたすぞえた數隻のボートを停止させ、それらのボートから貨幣を奪つ、それらを通過せよせぬと云ふと云ふ Hugli の Faujdar の命令を無視した。⁽⁴⁾ (Long, Rev. J. Selections from unpublished Years 1748 to 1767 inclusive, relating mainly to the Social Condition of Bengal. Calcutta, 1869. vol. I. p. 6.)

と云ふ記事があつて、zamidār の武力行使による貿易阻止のあつたことが知られる。また、一七六四年二月二〇日に Nawāb から Bengal 知事に宛てられた書簡の中には、

私は Munro 少佐麾下の軍隊から、Shahmull が Sasseram と Chien の pargana(收租區)の zamidār とな

わが 'amil⁽⁴²⁾ の Pulwan Sing の養子たる Juggonaut Sing と Sonaut Sing とに宛てた書簡の寫しを書き入れて、貴下の吟味を求めらるゝものである。その寫しから貴下は 'Shahmull—彼は彼自身の Sasseram と Chienpoor の pargaṇa 以外に、武力 (force) により、かゝ 'amil の Arab Ally Khan の保護の下に 'Serrus と Cuttumba の pargaṇa を奪つ、malgudār⁽⁴³⁾ に混亂と被書を及ぼす誘因となつた——の悪事を納得らるゝであらう。…… (Long, op cit. pp. 362—363.)

という記事がある。この文面からみると、'Shahmull は Sasseram と Chien (poor = pur. Chienpoor は Chien の中心地であらう) に zamindārī を持つ zamindār であり、'Pulwan Sing の嗣子と推測されるが、その 'Shahmull が武力を行使して他の zamindārī である pargaṇa を占領したことが知られる。この他、一七六〇年一月に 'Navāb から Bengal 知事に宛てられた書簡には、

私は Bardwān から、その zamindār が戦うつもりであり、一萬ないし一萬五千の peon⁽⁴⁴⁾ と盜賊を集めて給料を與へ、'Birbhūm の Rāja と合流したと云ふことを聞かす。…… (Long, op cit. p. 239.)
とあつて、zamindār が積極的に兵士を募り、武裝してゐたことを物語つてゐる。⁽⁴⁵⁾

裁判權については、一七六七年九月二八日の Proceedings に、次のような記事がみられる。

…… zamindār つまり土地の請負人頭⁽⁴⁶⁾が、彼ら各自の縣において、非常に大きな重要性を持たないすべての訴訟事件の裁判を執行することは、この國の全地域における確立された慣行であるから、彼 (Bengal 知事 Verelst) は當該事項 [裁判權] を、彼らの下に保留した。…… (Long, op cit. p. 511.)

他にも、一七五九年五月二一日付の、イギリス人居留地における雜役使用人の給與を定めた文書⁽⁴⁷⁾の中には、「zamindārī の

法廷 (court) における違反者の處分についての規定がみられる。これらから推して、*zamindar* は一定限度の裁判權をも行使したのであり、前稿でのべた *ba'di jani* に含まれる罰金は、かかる裁判權にもとづく *zamindar* の収入であつたと理解せらる。

註

- (1) Dissertation concerning the Landed Property of Bengal, 1791. の著者。管見の限り、本書はわが國には齋藤唯ていながらうまい。
- (2) Bengal の名門に生まれ、祖父の代から Mughal 帝國政府の高官でもあり、父は Bihar の *nazim* でもつた。Siyar al *mutaqirin* は彼の重要な著作として知られるが、わが國には原典・英譯ともに存在しない。
- (3) この記事の後半部分は Mughal の全版圖内における "zamindar" の多様性を念頭におろして述べたもので、Bengal のみにして語つたものと理解すべきではない。そこは言及されてゐる小規模の *zamindar* は、北インドに多くみられるものである。この點については、拙稿「東インド會社支配の初期におけるヒールの土地所有關係」(未發表)にて述べる。
- なお、*zamindar* の語でよばれるものの、地域的な差違にについては Baden=Powell, B. H. Land Systems of British India vol. III. pp. 630—631, Index and Glossary (*zamindar*) に簡潔な説明がある。
- (4) John Herbert Harington (1764—1828) 東インド會社職
- 員。Bengal 政府の稅務局員・最高民事裁判所と最高刑事裁判所の判事・最高參事會員・Fort William College 教授などを歴任。以下の記事は、彼の *Analysis of Laws and Regulations of Bengal Presidency*. 3 vols. 1821. に依つてゐるが、本書もまたわが國には將來されてゐない。
- (5) *zamindar* の權限の及ぶ範圍内の土地。この他、*zamindar* の權限・職能などを意味する場合にも用ゐられる。
- (6) *ja* = 「場所」, *gir* / *giritan* = 「取る」というペルシヤ語の複合語。皇帝あるいは彼の地方代官が、武臣その他特別の功績のおもした臣下に賜與する土地を *ja*gir といい、*ja*gir を受けた人を *ja*girdar とする。
- (7) トルコ語で「紅の印璽」を意味する賜與地。
- (8) *musaharah* と呼ばれるもので、本來は徵收した土地貢租總額のうち、*zamindar* の所得となる部分を指した。
- (9) 從來刊行された數多くのインドの歴史・經濟・土地制度などに関する書物は、Permanent Zamindari Settlement 以前の *zamindar* ぎ、地主説・官職説・請負人説のいずれか一つあるいはそれ以上によつて説明してゐる。しかしそれらのひとつひとつを檢討することは、紙數の餘裕もなくその必要もな

ので省略する。地主説と官職説については次節註(12)参照。

(10) パルシヤ語で *dast* は「手」を意味し、*dar* は指小辭。内國稅關に課徴を支拂わずに商品を輸送し得ることを示す査證。

一七一七年、Mughal 皇帝の *farman* (勅書) によつて、イギリス東インド會社の各商館長に *dastak* 發行權が認められた。

(11) Mughal の官制では Nizamut に屬し、軍隊・刑事裁判・警察を司つた官職。實際には貢租の徴收をも擔當した。

(12) *zamindar* によるイギリス人の貿易の阻止については、この史料をも含めて、Datta, Kalikinkar. *Studies in the History of Bengal Subah*, vol. I. 1955. pp. 294—297. を参照。

(13) *amil* は一般的に役人を意味する。ここでは *zamindar* の同義語として用いられている。

(14) 土地貢租 *mal* を支拂うこと、または、それを支拂う土地。

(15) 兵士・警吏などに相當する。

(16) 武力と裁判權との問題について、James Mill は以下の通りに記している。「政府に對して租稅 (the revenue) についての責任を有していたので、彼ら (*zamindar*) は Mughal の未開なる政府ではそれを實現するのに必要と考えられたすべての權力を、行使することを許された。いかなる負債でも、その支拂いを強制するためにインドで行われる普通の方法は、債權者が強制手段を用いることであつた。租稅負債 (revenue debts) にしても、政府はより寛大な諸方法には従わなかつたらしい。軍事力が許された手段であつた。そして *zamindar* たちは、例

永代定額地租査定以前のザミーンダールについて 高島

の東洋的な誇示したやり方で、維持する手段を見出し得る限りの多くの軍隊を、彼らの周邊に保持した。東方的諸専制政體の下では、政府のさまざまな權力が個々に交流することは稀であつた。軍事力による租稅徴收の權力に、裁判執行の權力が附加された。すべての民事上の係争は、インドでは、租稅〔徴收〕の代理行為者の裁判權 (cognizance) の下に、當然おかれるものと見做されていたらしい。そして實際に、最高度の刑罰を課する場合のみを除けば、裁判と警察とに關する職務全體は、彼のおかれてゐる縣の内部で、それぞれ、*zamindar* に委ねられたのである。」(Mill, *J.-The History of British India*, 5th ed. with Notes and Continuation by Wilson, H.H. vol. V. London, 1858. pp. 338—339.) これに對して Wilson は以下の補註を施している。「この叙述は全く正しくない。縣の首席として *zamindar* は、村落首長と同じく警察の責任を有し、治安維持・財政保護・租稅徴收のために、軍役に服さない武力 (a civil force) を維持した。しかし彼は、公式には、決して司法權や軍事權で武装されてはゐなかつた。法の解説者は *Pandit, manlavī* または *qadī* であつた。軍事統率者は、*faujdar* であつた。有數の *zamindar* たちのある者は、帝國の混亂状態に乗じて軍兵を募り、軍事的首長の風を裝つた。しかしこれは、彼らの固有の職務の一部をなすものではなかつた。」(op. cit. p. 339.)

(17) "At a Meeting of the Quorum of Zemindars," quoted

in Long, op cit. pp. 181~183. この記事は Datta, op cit pp. 480~484. にも引用をされてゐる。

(18) 一七七二年の巡回委員會が調査した Bengal の裁判機構を念のために紹介しておく。

① Nazim は、最上級の治安官 (Magistrate) として、死刑相當犯人の裁判を自ら主宰し、Ruz 'Adalat と呼ばれる法廷を、毎日曜日に設ける。

② Diwan は、不動産つまり土地財産に関するが如き訴訟の裁判のための假想上の治安官であるが、この権能を自ら行使することは稀にしかない。

③ Daroga 'Adalat al 'Ali は、正しくは Nazim の代官である。彼は、土地と財産に関する要求を除く、すべての財産問題についての裁判官 (Judge) である。彼は、口論・格闘・悪罵をも審理する。

④ Daroga 'Adalat Diwani につき Diwan の代行者は、土地財産についての裁判官である。

⑤ Faudar は警察官、「つまり」すべての非死刑相當犯罪の裁判官である。死刑相當犯罪の證據類は彼の前に出された後、それらに對する審判と判決を得るため、Nazim に報告される。

二 ザミンダールの権原と出自

⑥ Qadi は、相續ないし繼承に関するすべての要求の裁判官である。彼は、結婚・割禮・葬禮の儀式をも掌る。

⑦ Muhtasib は、泥酔・酒精飲料および興奮劑の販賣について審理し、不正な度量衡を検査する。

⑧ Mufti は法の宣布者である。(Muir, R. The Making of British India, 1756—1858. Manchester, 1915. p. 118.)

モンゴール社會の統治において、このようなイスラーム的官制の機能は、果してどの程度に實現されたかは、明らかにされていないが、巡回委員會の報告の中でも、上記各法廷の権限範圍の不明確、地方法廷の缺如などのために、これらの運用が首都 Murshidābād の一帯に限定され、各目的のみに存在したものであつたことが知られている。しかも zamindar・收租請負人その他の貢租徴收吏により、法外の裁判權が行使されたことも認められてゐる (op cit. pp. 117—120. 參照)。このような状態が Mughal 朝末期のみの事象であるのか、それとも Mughal に於ける Bengal 支配以後一貫したものであつたのかは、明らかにされていない。これらの記述の限り、少くとも十八世紀後期には、zamindar が民事・刑事にわたる裁判權を行使した事實は疑い得ないであろう。

以上の權限を持つ zamindar が、いかにして zamindari を得ていたかが、次の問題である。Mirza Mohsen が Ro-

use-Bouhton に與えた回答の中では、zamindari の權原ともいうべきものを、次のように分類している。

現在の zamindari は、jangalbūri, intiqāri, 及び aḥkami の三種である。

(1) jangalbūri (荒蕪地の開墾【の意】) は、荒蕪して、國王の租税 (royal revenue) 額 (【原語】jam' -i- pādāhī) を産出できなくなつたが、他のある人の努力と奨励によつて豊饒をとり戻すに至つた廣い土地のことであり、その人はそうすることによつて王の租税 (【原語】ḥira) を復舊させたのである。……

(2) intiqāri (移讓【の意】) は、良好な耕作状態にあつて租税額を産出するが、在職者の怠慢や土地の相續者の缺如のため、他のある人が、皇帝もしくは皇帝に代理を委任された政府の許可を得て、その官職のための sanad を彼自身の名において取得した所の、土地のことである。……

(3) aḥkami (命令または權能による【の意】) は、zamindār の職分の義務における奨励にもかかわらず、王侯の從者の周邊にあつて、zamindār に關する事務に備わっている役人たちが、利己的動機にもとづいて、zamindari が彼ら自身の名において彼らに與えられるという命令を、獲得した場合のことである。……この様式は後年に至つて行われた。(Z. S. B. vol. I. App. p. 122)

ここからは、zamindari の土地に對する呼稱が、開墾・移讓・任命の三つの權原に對應していたことが知られるが、このうち移讓には、Harington についてみた所の、國家の許可を得た上での zamindari の贈與・賣却が含まれ、任命には同じ敘述に言及されていた國家による随時の罷免を伴つたものと、理解される。Mirza Mohen の敘述はなお續いている。

zamindār たちのうちの誰が死んだ時にでも、彼らの財産 (effects and property) は政府に沒收される、というのが古代諸皇帝の時代における規則であつた。その後、主權者の義務であり雇傭主の威風を高める所の、長期の奉仕から

生じる諸權利を顧慮して、zaminđariの官職のための sanad は、死去した zamindār の子息に與えられ〔ることとなり〕、他の人物は誰も容れられなかつた。……

現在では、zaminđar の子供たちが、彼らの父たちと祖父たちに所有せ (possess) れた土地を、相續財産として手に入れる。それは古來の慣習と制度の強さをもつて行われるのであり、それらに従つて、父の zaminđari は sanad によつて子に移讓されたのである。……(ibid.)

ここでは、往時原則としては一代限りとされた zamindār の地位と zaminđari とが、後に相續によつて姦任繼承されることとなり、當時に至つた旨が述べられている。一方 Gulām Husain の John Shore への回答では、相續と繼承がより重視されているのを見る。

問—zaminđar はどのようにして任命されるのか。

答—嚴密な意味での權利に従えば、何人も……三様式、つまり、所有者 (proprietor) からの購入と贈與ならびに相續の二つによらなければ、土地の所有者となることができない。しかし、慣行によつて、皇帝または彼の代表者が、不從順と強情な行爲の故に zaminđar を罷免し、彼の代りに sanad によつて他の者を任命することがある。こうして任命された人物は、嚴密な意味での權利に従えばそうではないのだが、慣行によつて、zaminđar 及び土地所有者 (proprietor of the soil) であると考へられる。(op. cit. vol. I. App. p. 131.)

Husain のいう購入・贈與が Mirza Mohsen のいう intiqali に含まれ、前者の認める國家による zaminđar の恣意的な任免が後者の ahkami に屬することは、容易に理解されよう。相續については、後者はこれを權原として特記していないが、前者はこれを「土地所有者」の權原に加えている。しかし、兩者共に zaminđar の地位と zaminđari の世襲を本

質的なものとして扱っている點では、明らかに共通している。

所で、皇帝またはその地方代官が發する敍任狀 sanad とは、どのようなものであろうか。管見の限りでは、一七五九年二月二十六日付 Bengal の Proceedings に載せられた、イギリス東インド会社に Calcutta の zamindar を與へる sanad の英譯しか得られなかつたが、文言・形式は一般の zamindar の場合と大差はないと考へられるので、紹介しておく。

この sanad には Bengal の Diwan の印章があり、sanad を周知させる對象・zamindari 付與の事情・zamindar の職務・周知の對象とされた人々への布告の、四つの部分から成つてゐる。周知對象は、Sircar Saugaum による Calcutta の disman pargana と、mutafaddi, caudhari, qanungo などの住民 (inhabitants) 及び農民 (husbandmen) とされてゐる。以下は周知せしめる内容として書かれつゝ、「mutafaddi 等々に……を知らしめよ」という文言で始まる。付與に至つた事情は、Nazim が署名した fard sū'al (請願書)・fard haqiqat (趣意書)・mucalkā (約定書) の三種の文書「の故に (in consequence of)」か、「皇帝の政府 (the Imperial Sircar)」に「上納金」をイギリス東インド會社に與へる旨が述べられてゐる。職務の内容としては、一定の時期に國庫に「地代 (rents)」を納入すること、pargana の住民の繁榮を圖ること、治安を維持し旅行者の安全を圖ること、盜難を防止し、盜賊があれば捕えて處罰し、盜品を所有者に還付すること、盜品回収不能の場合は zamindar 自身が責任を負ふこと、犯罪・泥酔を防ぐよう注意すること、及び、毎年 zamindari に関する記録類を daftarānah に送付すること、皇帝の法廷 (the Imperial Court [the Asylum of the World]) が禁ずる物品の要求を控へるべきことが擧げられてゐる。最後に周知對象となつた人々の義務として、東インド會社をその地方の「確立され、かつ法にかなつた zamindar」と認め、その職務に付隨する一切のものを zamindar

の権利と見做すことを求めている。⁽²¹⁾

この sanad の内容の限りでは、zamindar に關して明確な性格規定を見出すことは困難であり、また Mughal 帝國治下における Bengal の zamindari 制成立の事情がほとんど明らかでない。現在では、sanad の内容が示す統治理念と現實の體制とを識別することは困難である。⁽²²⁾ このような問題に一應の解決を與えておくために、イギリス人の統治が始まつた頃の Bengal の zamindar の出自について、概略の知識を得ておこう。

個々の事例は、今の所知り得ないが、極めて一般的には、Shore が次のような觀察を下している。

Bengal における有數な zamindar の多くは、過去一世紀半以内に起源をたどり得よう。彼らの支配領域 (Jurisdiction) の廣きは、Jafar Khan⁽²³⁾ の時代中とその後に、(1) 本來の所有者たち (proprietors) からの購入により、(2) 合法的相續人がいないための取得により、あるいは、(3) 他の zamindari の土地沒收の結果として、かなり増大し、(4) zamindari が在職者から強制的に奪われた諸事例が語られているほどである。(Shore's Minute, 2nd April, 1788, quoted in, Z. S. B. vol. I. App. p. 110.)

すなわち、當時の有力な zamindar の多くは、一七世紀中期にまでその系譜を求めることができ、それらが購入・讓渡・併合などによつて支配領域を擴大するに至つたのは、一八世紀初頭以後のことである、といわれている。この一八世紀の事情については Gulām Husain が Siyar al Muta'abbirin の中で、以下のように述べている。

Farruhsiyār⁽²⁴⁾ の治世における制度の瓦壞と、Ratan Chand⁽²⁵⁾ の勸告による〔收租〕請負制度の導入以來、時に國家のどの部門においても腐敗がはびこり、無節操な zamindar たちは、時の爲政者の歡心を買ふことによつて、あらゆる可能なやり方で弱小 zamindar たち (より小さな領地) に對する權利を認められてきた人々を壓迫した。彼ら〔弱

小 zamindār] は遂に彼らの zamindari を壓迫者たちに賣る必要に迫られ、壓迫者たちはその後……それらの承認された所有者となるに至った。他の zamindār たちは經營の失敗と浪費とで彼らの土地を荒廢させてしまったので、支配權力によつて、彼らの不足額を清算するためその土地をより賢明でより裕福な zamindār たちに賣却することを余儀なくされた。このような土地の購入者の權原は、正當で有効なものと考えられた。Muhammad Sah (一七一九年 Farrukhtiyār を繼いだ) の治世の末に至るや……ある zamindār たちはこれらの (ある種の) 國家の) 官吏と結合することによつて大きな影響力を得、力によりあるいはいろいろな口實を構えて、不正にも弱小な (より小さい) 土地保有者たちの領地をわがものとし、遂には富みかつ力ある者となるに至った。……かくて彼らは不正に取得した土地の所有者であることを、自ら宣言した。(quoted in, Baden-Powell, op cit., vol. I, pp. 509—510.)

ここでは、強大な zamindār が弱小な zamindār の zamindari を、さまざまな手段を用いて兼併して行つた事情が述べられてゐる。前に掲げた Mirza Mohsen の記事にある intiqali と ahkami は、かかる過程において權原として確立されたものであり、かつ Gulam Husain が土地所有の様式に敷いた賣却・贈與は、武力による兼併や權力による任免の形式としても採用され得たものと解釋しても、著しく當を失することはないであらう。當時の Bengal の zamindār には、系譜上一七世紀中期にまでさかのぼり得る古い家系の者と同時に、一八世紀に至つて intiqali 及び ahkami によつて zamindari を取得した收租請負人の家系に屬する者もあつたのである。⁽¹⁶⁾

これらの強大な zamindār が sanad の條項を超えて、あるいはそれを無視して土地と人民の支配を行うものであつたことは、前稿及び本稿のこれまでの記述によつて明らかである。すなわち彼らは、所定の asal jam' 以外に abwāb——sūbahdār の賦課する abwāb は別として——を bardī jam'——それの中には ra'iyat に對する婚姻上納金' zamindār

の私的事件を名目とする課徴が含まれていた——の收奪を行つたのであり、單なる警察權行使にとどまらず、武力による他の zamindār の併合や貿易阻害を行い、理想的には國家に屬するとされる裁判權をも行使したのである。(17)

註

- (1) 被任狀。内容は後に述べる。
- (2) いわゆる assignment を一代限りとするのは、イスラーム諸王朝の採用した政策であつたが、Bengal の zamindari を assignment と同一視する Mohsen の考え方は正しくはない。
- (3) Mughal 帝國の各州における財政長官。
- (4) 正しくは sarkār。「業務を司る者」の意で、「政府」・「首長」の意味の他、州内の行政区劃をも指す。ここでは行政区劃としての sarkār。
- (5) Pargana の一部が分離される場合、その部分を qismat pargana とす。
- (6) 國家の收租擔當官吏。
- (7) 一般には、zamindār に次ぐ「土地保有者」とされる者。詳しくは拙稿「東インド會社支配の初期におけるビハールの土地所有關係」(未發表)に譲る。
- (8) 收租擔當官吏の一つで、各村落の patwari が記録した臺帳を收集し、Pargana に關する收租事務上の各種臺帳を作成し保存することを職能とした。
- (9) これらの文書の事例を求めるとはできなかったが、この sanad の文面では、mucalkā の内容は完全に sanad の中に再現されている旨、記されている。
- (10) 國家に屬する收租事務擔當の官廳。
- (11) Long, op cit. p. 175. など、Baden = Powell, op cit. vol. I. pp. 510—513. 参照。
- (12) このような困難を、前節で述べた地主説・官職説などを生ぜしめる一つの原因ともなつている。因みに、本稿に引用した Mirza Mohsen の記述は、Rouse-Boughton の「diwani sanad」及び zamindari は官職 (office, bidmat) と稱されており、官職とは備い主の意志に従屬して居るものことである。しかし、現在、zamindār の子息たちは、彼らの父と祖父が享受した土地を、相續財産として取得する。この zamindari 相續の規則はいつから行き渡つていたのか、またどのようにしてそれが確立されるに至つたのか (Z. S. B. vol. I. App. p. 122) という質問に對する答であるが、ここでは sanad の文言にある「官職」と、實際上の土地財産世襲との矛盾を問うものとして、問題が出られて居る。A. C. Guha は zamindār の地主説と官職説とを併せて、Bengal には起源と身分とを異にする二種の zamindār — 古い Raja の家柄に由来するものと、收租請負人に起源するもの—があり、いずれか一方にのみ注目し

たことが、二つの説を生んだと理解している。彼によれば、官職説派は、「生産物収量を耕作者と分割する」という原則は、財産相續權の考え方を否定する。sanad — 紋任狀 — の存在は紋任が本質的なものであることを示す。zamindari は sanad の中で明らかに『官職』と呼ばれており、その條件は義務を定めるものだが、所有を譲渡するものではない。上納金が紋任への準備手續として主權者に支拂われる。これらすべては所有權の觀念と一致しない」という論據に立つ。これに對し地主説派は、「國家は單に地代すなわち生産物収量のある分け前を要求するのであり、これは所有權の存在と兩立しないものではない。zamindari は長い間の慣行によつて、子孫に傳へることができ、sanad が相續人を除外して恣意的に他人に付與されたことはかつてはなく、[sanad は]新しい諸權利を創造するものとしてでなく、正しくは既存の諸權利を確認するものとして解釋されたのである。sanad を求めたり受けたりしたのは、主要な zamindar だけで、一方主要でない zamindar は彼ら自身の相續法に従つて繼承した。sanad における『官職』という語の使用は、「土地」保有が世襲的であつて、發端において官職に依據した所有が慣行によつて世襲化されて來たことがわかれば、何を意味するものでもない。紋任に際して支拂われる nazranah は、おそろしく法規によらぬ課税であらう。もしくは、こもかく、不動産物權更新のための上納金と見做されなくてはならぬ。sanad が限定的條件と明らかな論斷を含まないのは、その

永代定額地租査定以前のザミーンダールについて 高島

授與條件の守られる限り [zamindari が] 續けられる」といふことである」と主張する。(Guha, A. C. — A Brief Sketch of the Land-Systems of Bengal and Bihar. Calcutta, 1915. pp. 32~33) また、イギリス法では、土地の絶對的私有は認められず、土地保有者(地主)は土地の中に不動産物權 estate — 一個人によつて現實に所有されている土地からあがる諸利益の量・特定の人に委ねられた土地に對する權利の總體 — を有するのであり、彼の不動産物權構成部分たるすべての土地を處理する自由を持つ者を、單純封土權または無制限相續不動産物權 estate in fee simple にもとづく土地保有者とするのであるが、かかるものとしての地主は當時の Bengal には存在しなかつたと Guha は論じている (op. cit. p. 35)。これらの議論はいずれもイギリス的觀念を單純にインド社會の現實に適用した結果にすぎず、インド社會内部の諸關係自體に即して展開されたものではない。「地主」と「官職」とを同じ類概念に屬するものとして扱うことは、土地査定を目的とした當時のイギリス人にとっては極めて實踐的であり合理的であつたにせよ、社會經濟史研究においても當時の議論をそのままに繼承することはできぬ。sanad の記載のみをもつて、zamindar の性格を規定することは不可能であると考へられる。

(13) Bengal の subahdar Murshid Quli Khan (在位一七〇四—二五) のこと。

(14) 第九代 Mughal 皇帝 (在位一七一三—一九)。

(15) Farrukhsiyār 帝の權臣 Sayyid 'Abd Alīsh Hān に重用された *Banya* (商人) 出身の廷臣が、一七一七年貢租徴收請負の制度を立てた。

(16) Baden = Powell は請負制度との關連において *zamindār* = 地主説を否定した後、請負人層の支配領域擴張・古來の家系の没落の結果として、「すべての *zamindār* はひとつのもの、そして同様のものとみなされるに至り、起源についての彼らの住

時の差は無視されるに至つた」と述べている (Baden Powell, *op. cit.* vol. I, p. 509)。事實、當時の記録には出目の差による性格の差は論じられていない。

(17) 本節に述べたような問題を、前稿で扱つた *abwab* の累増・慣行的土地貢租率の實質的解體の問題などと併せて、*Aurang-zib* 帝死後のつわもの *Mughl Disintegration* の過程中で究明することは、一八世紀インド史の重要な課題であらう。

三 ザミンダールの私的保有地

前節に引用した John Shore と Gulām Husain との問答の續きを、まず引用しよう。

問 — *zamindār* は世襲的なものか。

答 — *zamindār* が上述の三方式(購入・贈與・相續)のどれかひとつによる所有者 (*proprietor*) となつた土地は、ことごとく、代々の子孫に相續される。しかし、實際上の財産 (*actual property*) でないものはすべて、それ故に世襲的性質のものではない。もしある *zamindār* が誰かの實際上の財産であるならば、彼の嗣子は統治者の同意なしに繼承する疑うことのできない權利を持つ。(Z. S. B. vol. I App. p. 131.)

この記事の中では、「所有」された土地と「實際上の財産」とが同義に用いられ、*zamindār* 相續の対象はそのような土地に限定されたことが、述べられている。ここから知られることは、第一に、土地が *sanad* によつて委任された收租權・警察權などと共には世襲されない場合もあり得たこと、第二に、*zamindār* の中には收租權・警察權などと分離してもなお世襲される土地が存在したこと、及び、第三に、全 *zamindār* を「實際上の財産」として「所有」する *zamindār* もま

た存在したことである。第一の點は、本來在地の權益と無關係な收租請負人の場合を考えれば、彼の家系において相續される對象は本來的には sanad の條件とそれから派生する權益に限定される筈であるから、このような場合に當るものと理解される。第三の點は、前節註(2)で A.C. Guha の指摘にみたような、古來の Raja などの家系に屬する zamindar の場合を指すものと考えられる。これに對して第二の點は、本來的に zamindari の權限や職能とは無關係な zamindar がわざわざ私的に保有する土地を問題とせしめるであらう。

zamindar 官職説を採る James Grant は彼の尨大な財政分析書の中で、次のように述べている。

……しかしながら、この (zamindari) 中には、自由保有 (a freehold) の性質を帶び、上級土地保有者に對して家族の生計の用をなして、彼に土地への愛着を抱かせ、國家のために自ら經營する報酬として彼が毎年〔受ける〕定めとなつてゐる十分の一税 (tythe) の殘余を補うための、nankar とよばれる土地のある小部分が專有されて (appropriated) なる。(An Historical and Comparative Analysis of the Finances of Bengal; &c. Fifth Report, 1812, p. 276.)

Grant は zamindar の私用に充當する土地の存在を、明らかに指摘してゐる。また A.D. Campbell は、永代定額地租査定功罪が問題とされていた一八三二年に、彼の Able Paper の中で、以下のように論じてゐる。

……かかるものとしての zamindar は、本來は政府の單なる執事か代表者または官吏であり、換言すればむしろ彼らの地稅 (land revenue) のための契約者であつて、しばしば世襲的であつた。そして、彼が耕作者たちから受け取る國家の地稅と、それより低い jam'つまり契約價格 (contract price) ——そのために〔政府と zamindar は〕とりきめを行い、そのとりきめによつて彼はそれを政府の金庫に拂い込むのだが——との差が、その徴收に要した彼自身の實際の諸費用を控除した後、彼の zamindari 契約もしくは zamindari 保有の價值を構成した。政府のみつゝる所で

は、「その値は」一般に政府に支拂われる彼の *jam* を一割ないし一割五分上回るものであり、*malikānah* つまり個人財産 (*the peculiar property*) とよばれ、彼はそのみの所有者 (*the owner, malik*) なのである。……従つて彼は國家の租税の中に、價值があつしばしば世襲的である契約權益 (*a...contract interest*) を所有 (*possess*) したのであつて、その徴收のみがこのようにして彼に移讓されたのである。しかし *zamindar* として彼は、その租税の支拂いに服し耕作者によつて上記の多様な保有條件にもとづいて排他的に耕地として保有された土地自體の中には、何の權利をも所有しなかつた。主題についてのこの見解は、最上〔層〕から最下〔層〕に至るほとんどすべての *zamindar* が、範圍の大小こそあれ彼ら自身同様に耕作者であつたという事實とは、絶対に背馳しない。村落の小首長は、*zamindar* であるのみならず、恐らくは彼自身の近隣における最大の耕作者であつたであらう。⁽²⁾ そしてそれより高い階層の *zamindar* の各自が、貢納を獻ずる山岳地帯の君長に至るまで、彼の私的な土地 (〔原語〕 *nij, kamatamu*) を持ち、そこから彼は、彼の恐らくは多數よりなる家族の家計に充てる目的で、作物その他の糧食を得ていた。しかし、もしこれらの土地に對する公けの租税 (*the public revenue*) が、政府により *nankar* (食糧・生活資料) として彼に還付され、そうして國家により彼の契約義務ゆゑに施與される *malikānah* の附加分を構成することがなかつたとすれば、彼は、他の耕作者の占取する土地から彼が徴收する地税と共に、彼自身の耕地の地税をも納めることを求められたであらうし、その際には彼の *malikānah* は、合計總額からの單なる所定の控除に限定されてしまつたであらう〔事實はそうではなかつたのだが〕。彼が耕作者としての別個の資格において保有する耕地は、微塵たりとも、在地政府によつて彼の職務上の契約のつまり *zamindari* 保有とは混同されなかつた。(Z. S. B. pp. 118—119.)

この記事には説明を加へるべき點も少くないが、一般的に、*zamindar* は彼の徴收する土地貢租總額の一部を取得すること

ができたこと、また別に自己の家計充足のための耕地を保有し、その保有地は收租權の對象となる zamindār 内の他の土地とは明確に區別されたことが、ここから知られる。

Husain, Grant, Campbell の敘述にみられる zamindār の私的保有地については、Baden-Powell がこれを整理しているので、以下しばらくそれに據らう。彼は私的保有地の第一に「自己耕作」を意味する nijōt を擧げているが、これは自家労働力もしくは私的な小作人の労働によつて耕作される土地で、國家による貢租賦課の對象となる場合も、ならない場合もあつた。第二は khānār とよばれ、zamindār 内の荒蕪地のうち、小作契約を結んだ農民に talkārī (前貸し) を貸與して耕作させる土地を指し、zamindār の私有地つまり不輸租地とみなされたものである。(4) 第三は nānkār である。(5) 別に Baden-Powell は、國家が支給する「zamindār の俸給」五項目を擧げている。第一は dastūr-i-zamindār とよばれ、zamindār が徴收する土地貢租總額の一定部分である。(6) 第二は nānkār で、初めは土地貢租總額からの控除分として貨幣の形態をとつたが、後には不輸租地を以て代えられたものとされる。(7) 第三は maḍkūrāt とよばれ、收租事務に要する諸費用を指す。第四は qānūngō への納付金、第五は宗教家・寺院などへの贈與である。(8) これらのうち、Campbell が zamindār の在地的性格を示す本來的に私的な保有地と考える nānkār は、Baden-Powell によれば國家が zamindār に施與する土地となつてゐる。また徴收した土地貢租總額のうち zamindār の取得分となる部分を、Campbell は mālikānah とし、これを「個人財産」と解してゐるが、Baden-Powell によれば、これは dastūr-i-zamindār とよばれる。Baden-Powell は mālikānah を「以前の所有にもとづく給與 (ex-proprietary allowance)」と解釋し、zamindār を停止された zamindār に對し、彼の排除されている期間中國家が支給する「給與」で、貢租額の五分ないし一割に當つたとす。(9)

Archbold Galloway は、前掲の Shore と Husain との問答を引用した後に、次のように記述してゐる。

「世襲的」不動産 (the "hereditary" estate) と同じでもない「實際上の財産」たる土地と zamindārī に屬する

「實際上の財産」でない土地との間に、ひとつの相違が暗示をされていることは、ここにおいて今や明瞭である。……

……そして、この相違が、政府の zamindār に施與する諸給與に冠せられる名稱、mālikānah と nānkār —— 前者は "mālik" つまり現實の土地所有者 (real owner of land) に屬する收得物を、後者は管理人 (a manager) に屬する收得物を意味する——とて表わされることを看取せよ。Gulām Husain は、こう。「mālikānah は、所有者たることから生じる譲り得ない權利である。しかし nānkār は忠誠に依るものと、公けの租税 (the public revenue) からの正當な償却である。nānkār は明らかに勤務に對する賞與である。もしも zamindār が罷免されることになれば、それ (nānkār) は彼から疑いなくとりあげられるであろう。しかし mālikānah は、規則に従つてそれ (mālikānah) を受ける土地所有者 (the proprietor of land) の權利である。従つても、もし彼が規則に従つてそれを受取るならば、どうして altamgadar や jagirdār などがそれ (mālikānah) を彼に與えたりしないことがあつたらうか。(Z. S. B. vol. I App. pp. 131-132.)

こうでは、zamindār が zamindārī と關係なく本來私的に保有した土地から生じる収入が mālikānah であつて、nānkār は zamindārī の職分で附隨して與えられる土地であると理解されよう。そして Galloway は、この差別に着目して Shore と Husain との問答を解釋して、zamindār の土地所有權は mālikānah を生じる土地にのみ及び、他には及び得ないものとして、⁽⁸⁾「しかして mālikānah は「契約義務ゆゑに施與される」「個人財産」であり、nānkār は私的保有地であるとするのが、Campbell の解釋であつた。

この解釋の差違を解くためには、第一に Gulām Husain が Bihar の Nāzīm を父に持ったこと、第二に John Shore が、

Bihar の土地所有者 (the proprietors of soil) は、全般に、彼らが彼らの土地の管理を奪われる時には常に、jagir の借地者や altanga の所有者から、また同様に tamil⁽¹⁷⁾ からも、彼らが受ける所の malikanah の権利を要求しかつて所有 (possess) する。Bengal では、これと musaharah の給與との間にある近似性はあるが、このような習慣は決して正式に確立されてはいない。(S.M. b. p. 451.)

と述べていることを考えなければならぬ。Bihar には、數個の村落を含むのみの狭小な地域を支配する「土地所有者」が多數存在し、zamindar もこれらの群小「土地所有者」のうちのある者たちであつた。Bihar の zamindari は Bengal のそれに較べて一般に狭小であり、また zamindar の上には altangadar, jagirdar などの賜與地保有者や國家の收租請負人が存在して、彼らによる zamindari 停止の行われることが少なくなつた。このような場合にも、「土地所有者」の一人としての zamindar が、彼の zamindari に關係なく「所有」した土地部分のみは従前と同じく相續され、またその土地に居住して耕作する他の rayat から、貢租その他の課徴を收取する権利をも保存されたため、Bihar では malik に屬するものとしての malikanah の確立をみたと思われる。⁽¹⁸⁾

Bengal では事情を異にする。一七七二年の巡回委員會に参加した S. Middleton は、次のように報告している。

地代支拂いの滞納に陥つた場合、自發的にまたは政府の強制により、土地の一部分を處分して、その目的にあてゐるためのある額の貨幣を調達することが、遠い昔から、zamindar の習慣となつてゐる。これらの土地は、時によると完全に處分されて、halsah⁽¹⁹⁾ にのみ從屬するようになるか、あるいは、それを購入する他の土地保有者の領域に併合される。さもない時は、彼ら(購入者)が maqkuri⁽²⁰⁾ つまり、彼らの前の zamindar の管轄下、州内他地域に課される税率を以てする taksimi⁽²¹⁾ 租税 (revenue) の支拂いゝを繼續することを許される。しかしこの場合には、彼らは、しばしば

後になつて、苦情や有力者の干渉によつて、政府から彼ら（前の zamindar）を罷免するための命令—それは同時に彼ら（購入者）の地代を直接 *hallsan* に送付する権限を彼らに與える—を取得する方法を見出すのである。（Mr. Middleton's Minute, included in the Proceeding of the Committee of Circuit, 11th July 1772. Fifth Report, p. 496.）

つまり Bengal では zamindar が國家に納入すべき貢租額の不足分を調達するために、zamindar の部分的な賣却處分が行われるのであつて、その結果として zamindar の範圍は縮小しても、なおある程度の土地とそこからの收益とが、賣却處分を行つた zamindar の下に残されるわけであり、zamindar の全面的な沒收・停止には至らなかつたのである。zamindar の購入者が自身は zamindar とならず、なお以前の zamindar に從屬して *magkuri* を行う場合もあることは、この事情をよりよく納得せざるであらう。Bengal で *malikānah* が慣行として確立されなかつた第一の理由は、Bengal と Bihar の zamindar のあり方、規模の相違によるものと考へられる。次に、前節で述べたように、廷臣・收租請負人・高利貸などが土地に進出して zamindar を取得した場合を考えれば、在地的性格のほとんどない彼らにとつて、zamindar と關わりのない本来の私的保有地をもとへ *malikānah* は問題でなかつたと思われる。このような事情の下で、Husain が論じてゐる *malikānah* と *nankar* との原理的差異は、見失われ、Campbell のように、zamindar の家計充足のための不輸租地あるいは直營地一般として理解されるに至つたものであらう。

Campbell の *naṅkar* *nankar* を zamindar の私的保有地となす見解は、他にも見出される。たとえば Nathaniel Brassey Halhed が、

……*nankar* の土地は地代を支拂わなかつたから、それ（ヨーロッパ的な土地財産 *landed property* の理念）は、正しく *nankar* の實際上の財産 (*acutual property*) であつた *nankar* の土地への適用をみるのみであらう。……

(Z. S. B. vol. I. App, p.124.)

と述ぐ Robert Patton が、

……zamin্দār たちの諸縣内には別種の土地があり、彼らは疑いもなくその所有者 (proprietors) であつた。それは nānkār 地の名で區別され、それは政府に全く地代を支拂わなかつた。zamin্দār たちは、官職の俸給のかわりに、またはその一部として、絶對的財産 (absolute property) のかたきでそれを持つた。以上の理由から、それは正しくは彼の職分地 (official land) と稱つてゐるであらう。…… (R. Patton, the Principles of the Asiatic Monarchies &c, quoted in Z.S.B. vol. I. App. p. 117.)

〔Rouse-Boughton 著の〕 Dissertation とつづくる語彙集の中は……それら (khāmār 地) は zamin্দār の直營地 (demesne lands) と呼ばれてゐる。…… nānkār 地もそのように稱されてゐるであらう。何となればそれらは zamin্দār の絶對的財産であつて、他〔の土地〕はそうではなからうである。……(ibid.)

と記してゐることも、上述のような経緯が知られよう。

以上の検討を經つて、zamin্দār は彼の zamin্দārī の中で自己の家計充足のための私的保有地を持つことが、明らかとなつた。その第一は、zamin্দārī の職能・權限とは無關係に保有された Husain のいわゆる「實際上の財産」に相當するもので、Bihar に於ける mālikānah の基礎をなした土地である。Baden=Powell の言ふ nijjot については、未だこれを詳述する史料を得ないが、ほぼ同様の性格のものとして推測し得よう。この種の私的保有地は、在地的性格の濃い古來の Rājā その他の地域的首長に系譜する zamin্দār においてのみ、みられたものと考えられる。第二は、zamin্দārī 内の荒蕪地の開墾による khāmār である。國家に納付すべき貢租額が sanad に明記され履行されるものとすれば、khāmār もまた「實

實際上の財産」となり得たであらう。第三は、本來 zamindar の職分に對する給與としての意味を擔つた nankar である。nankar の名稱を以てよばれる土地は、國家への貢租輸納を免除されて、zamindar の家計充足その他に用いられた。nankar は在地性のほとんどなく、intiqali, ahkami を權原とする zamindar にも與えられたが、彼らの zamindari 支配が確立し世襲によつて在地化する過程におつて、nankar の職分地的意味が稀薄化し、こゝに malikanah 又 nankar ととの差異をめぐる前述の事情も加わつて、nankar は事實上の「個人財産」、「絶對的財産」、「實際上の財産」つまり直營地化し、またそのような理解を生ぜしめるに至つたものと考えられる。

註

- (1) nan は「パン」を、kar は「仕事・勤務・職務」を意味するペルシヤ語。nankar は「勤務に對する報酬」の意。
- (2) 村落の首長が同時に國家に直接貢租を納付する zamindar であるといふ例は、A. R. S. M. a. などからは知り得ない。Bengal の一部にこのような例があつたのか、インドの他の地域に關する知見が加味されているのか、あるいは zamindar の語を廣義に解しているためか、この記事そのものの具體的内容は今の所説明できない。
- (3) 國家つまり公權力が課する貢租の意。zamindar が私的に行う課徴を含めない。
- (4) khamar のもとの意味は「脱穀場」を指し、土地にこの名が與えられる場合は、その土地で生産された穀物を脱穀場に積んで、貢租取得者と生産者とがそれを配分することを意味する。
- また A. R. には次のような記事がある。「ratyat は、彼らの地代を支拂う方法の點で、hari, fasli 及び khamar に區別されるであらう。第一の者はある量の土地を保有し、そのために、耕作されていても休耕中でも bigha ごとに一定した地代を支拂う。fasli ratyat の地代は、彼らの土地が生産すると認められる作物によつてきめられる。かくて一 bigha の土地は、もしクワの栽培が行われれば、イネが播種される場合よりはるかに高い地代を支拂う。khamar ratyat は現物で支拂ひ、彼らの土地の地代として作物の一部分を與える。(A. R. p. 106.)」明記を缺くが前二者は貨幣納であると考えられる。荒蕪地開墾のように生産條件の劣悪な所では、定額貢租を賦課することは困難であるため、穀物分割の方法が採用され、土地自体もその名を冠せられたものであらう。そして A. R. の記事に「khamar ratyat ははこのような土地、及び一般に生産物で貢租を

- 納める土地を耕作する農民を指し、さらに土地の生産条件の優劣に應じて、作物種類別の定率あるいは定額貢租を支拂う *fashi* と完全な定額貢租を支拂う *hari* の區別を生じたものであろう。
- (5) Baden = Powell, B. H. The Land Systems of British India, vol. I. pp. 515~516.
- (6) Fifth Report は、農民生産物の約六割が土地貢租として收取され、*zamindar* はその土地貢租の一割 — J. Grant の *groutythe* — すなわち農民生産物の六分を取得したと推定してゐる。(Fifth Reprt. p. 16.)
- (7) Baden = Powell, op cit. p. 514.
- (8) op cit. pp. 516~517.
- (9) (1780 ?—1850) 東インド會社所屬の軍人。晩年は東インド會社取締役會會長に就任。Observations on the Law and Constitution of India, 1825; Note on the Siege of Delhi in 1804.その他の著述を残した。以下の記事は Observations からの抜萃である。
- (10) 上掲記事中の省略箇所は左のように記述されてゐる。「例えは、國王からの *sanad* によつて *zamindar* は、彼自身の世襲地及び隣接地の租税 (revenue) 管理と警察職など(何となればそれが *zamindar* の義務の基本的部分であつたから) を付與され、同じく荒蕪地などの耕作擴張の配慮を委任されたとい

- えるだろう。注目に値するのは、Shore 氏の設問に對する一連の回答全體を通じて、Gulian Hunsain は絶えずこの基本的相違を顧慮してゐることである。しかし質問から「判斷すると」、皇帝の *sanad* を、それが *zamindar* の官職上の諸權利に對すると同じく、實際上の土地財産に對しても全き權原であると認めるらしい Shore 氏によると、その顯著な相違は完全に看過されてゐるように思われる。しかし帝王からの允許は、それが *sanad, farman* その他どういふ名でよばれようと、主權者に屬するもの以外の權利を讓渡することはできない。そしてそれは公けの租税——私のいうのは、私が定義したような耕作者によつて保有された土地に對するものである——の徴收なのである。(p. 131) 」
- (11) ここでは、國家の官吏、殊に貢租徴收官の意味。
- (12) 詳しくは拙稿「東インド會社支配初期のビハールにおける土地所有關係」(未發表)で再説する。
- (13) ここでは「國庫」の意。土地貢租が國庫に輸納される土地のことと *zamin-palisah* という時は、それが賜與地保有者に歸する *jagir, inam, altanga*, などで對立した概念を不示す。
- (14) 「部分的」・「分割された」・「配分された」などを意味する *panchnya* 語。

(東洋文庫研究生)